

名古屋市昭和区選挙管理委員会告示第 18 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条ただし書の規定に基づき、第 51 回衆議院議員総選挙にかかる選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和 8 年 1 月 20 日

名古屋市昭和区選挙管理委員会委員長 北條 婦美子

選挙人名簿の登録の移替え延期期間

令和 8 年 1 月 20 日から選挙期日まで

名古屋市昭和区選挙管理委員会